

佐久市特別職報酬等審議会（第1回）次第

日時：平成29年3月16日（木）

午後7時から

場所：佐久市役所 8階 大会議室

（辞令交付）

1 開 会

2 市長あいさつ

3 自己紹介

4 会長の選任について

5 諮 問

6 議 事

（1）諮問事項について

（2）今後の日程について

（3）その他

7 閉 会

佐久市特別職報酬等審議会

1 職務

市長の諮問に応じ、佐久市議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額等について審議する。

2 組織

- (1) 審議会は、委員10人をもって組織する。
- (2) 委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから、必要の都度、市長が任命する。
- (3) 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。
- (4) 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

3 委員名簿（五十音順）（敬称略）

氏名	役職等
上原 利三雄	元県職員
木内 咲子	佐久市男女共生ネットワーク副会長
工藤 昭彦	公募委員
新地 章倫	公募委員
田中 俊之	公募委員
土屋 均	佐久商工会議所監事
松本 美恵子	公募委員
三浦 正久	元市議会議員
盛岡 正博	学校法人佐久学園理事長
山本 正一	佐久市区長会長

佐久市特別職報酬等審議会 資料 1

目 次

1	諮問書（写）	1
2	佐久市特別職の報酬額等の状況	2
3	佐久市特別職の報酬額等の推移	3
4	佐久市特別職の年収	4
5	平成27年 賃金実態調査の概要	5
6	平成28年 職種別民間給与実態調査の概要	6
7	財政指標で見る佐久市の財政状況	7
8	県下19市 平成27年度 普通会計財政状況（主要財政指数等）	8
9	佐久市特別職報酬等審議会条例	9
10	佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例	10
11	佐久市議会政務活動費の交付に関する条例	12
12	佐久市議会政務活動費の交付に関する規則	15

写

28佐総第226号
平成29年3月16日

佐久市特別職報酬等審議会会長 様

佐久市長 柳 田 清 二

佐久市議会の議員の議員報酬の額及び政務活動費の額の改定に
ついて（諮問）

このことについて、佐久市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、下記
事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 佐久市議会の議員の議員報酬の額及び政務活動費の額の改定について
- 2 佐久市議会の議員の議員報酬のうち常任委員長及び議会運営委員長の
報酬の額の新設について

佐久市特別職の報酬額等の状況

1 市長等について

(単位:円/月)

	市長	副市長	教育長
給料	969,000	788,000	686,000

2 議員について

(1)報酬

(単位:円/月)

	議長	副議長	議員
報酬	461,000	383,000	349,000

※委員長報酬の設定なし

(2)政務活動費

(単位:円/年)

	議員
政務活動費	120,000

佐久市特別職の報酬額等の推移

管申年月日	H1.8.4	H2.5.7	H3.5.1	H4.4.27	H5.5.17	H6.1.27	H7.1.26	H8.1.29	H10.1.19	法改正	H22.2.4
適用年月日	H1.7.1	H2.4.1	H3.4.1	H4.4.1	H5.7.1	—	H7.4.1	H8.4.1	H10.4.1	(H13.4.1)	H22.4.1
市長 給料 (円/月)	740,000	783,000	829,000	876,000	902,000	(据置)	929,000	950,000	969,000		(据置)
改定率 (%)	5.56	5.81	5.87	5.67	2.97	—	2.99	2.26	2.00		—
副市長 給料 (円/月)	603,000	637,000	675,000	713,000	734,000	(据置)	756,000	773,000	788,000		(据置)
改定率 (%)	5.42	5.64	5.97	5.63	2.95	—	3.00	2.25	1.94		—
教育長 給料 (円/月)	526,000	555,000	588,000	621,000	640,000	(据置)	659,000	673,000	686,000		(据置)
改定率 (%)	5.41	5.51	5.95	5.61	3.06	—	2.97	2.12	1.93		—
議長 報酬 (円/月)	353,000	373,000	395,000	417,000	430,000	(据置)	442,000	452,000	461,000		(据置)
改定率 (%)	6.01	5.67	5.90	5.57	3.12	—	2.79	2.26	1.99		—
副議長 報酬 (円/月)	294,000	311,000	329,000	348,000	358,000	(据置)	368,000	376,000	383,000		(据置)
改定率 (%)	6.14	5.78	5.79	5.78	2.87	—	2.79	2.17	1.86		—
議員 報酬 (円/月)	267,000	283,000	300,000	317,000	327,000	(据置)	336,000	343,000	349,000		(据置)
改定率 (%)	5.95	5.99	6.01	5.67	3.15	—	2.75	2.08	1.75		—
平均改定率 (%)	5.66	5.71	5.91	5.65	3.01	—	2.92	2.21	1.93		—
議員 政務活動費※ (円/年)										40,000	120,000
改定率 (%)										—	300.00

※平成13年4月から平成25年2月までは政務調査費。平成25年3月から政務活動費。

佐久市特別職の年収

(単位:円)

	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
給料	969,000	788,000	686,000			
報酬				461,000	383,000	349,000
期末手当	4,408,950	3,585,400	3,121,300	2,097,550	1,742,650	1,587,950
年収	16,036,950	13,041,400	11,353,300	7,629,550	6,338,650	5,775,950

(注)

- ・ 年収は額面金額であり、実際はここから税金などが控除されて支給されます。
- ・ 市長、副市長及び教育長には、この他に、通勤手当及び寒冷地手当が支給されます。
- ・ 期末手当(年額) = 給料(報酬)月額 × 加算割合(1.4) × 支給月数(3.25)

【平成28年賃金実態調査の概要（長野県発表資料から抜粋）】

① 調査内容

県内の民間企業に雇用されている労働者の月間賃金額等（平成28年6月分（賞与除く））を調査。

② 調査対象

常用労働者5人以上の民営事業所のうち7,698事業所。（回答2,901事業所）

■ 平成28年平均賃金等（男女計）

区分	平均年齢	平均勤続年数	平均労働日数	平均月間総実労働時間		平均月間賃金額		
				うち所定内	うち所定外	うち所定内	うち所定外	
	歳	年	日	時間	時間	円	円	
長野県全体	調査産業計	43.1	12.1	21.9	180.9	168.6	294,039	270,667
	300人以上	40.8	15.0	20.9	172.8	160.4	351,926	318,406
	30～299人	42.6	11.9	21.8	182.4	167.8	291,419	265,316
	5～29人	44.1	11.7	22.3	181.2	171.1	284,029	265,351
佐久広域市町村圏	調査産業計	43.5	11.8	22.0	182.0	169.7	289,644	268,242
	300人以上	39.2	15.7	20.8	167.7	158.6	334,351	316,343
	30～299人	42.6	10.9	22.0	183.0	170.6	285,422	263,212
	5～29人	46.2	12.5	22.3	183.9	171.1	285,735	264,852

- (注) 1 総実労働時間数 … 労働者が、実際に労働した時間数をいい、所定内実労働時間数と所定外実労働時間数の合計である。
- 2 所定内実労働時間数 … 労働協約、就業規則等で定められた所定労働日において、始業時刻から終業時刻までの間の、休憩時間を除いて実際に労働した時間数をいう。
- 3 所定外実労働時間数 … 労働協約、就業規則等で定められた所定労働日において、始業時刻から終業時刻までの時間以外の時間及び所定休日において実際に労働した時間数をいう。
- 4 月間賃金額（きまって支給する給与額） … 労働協約、就業規則等によって定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与のうち、3か月以内の期間で算定されるもので、税、保険料を控除する前の給与額をいい、所定内賃金額と所定外賃金額の合計である。
- 5 所定内賃金額 … 月間賃金額のうち、所定外賃金額以外のものをいい、基本給、勤続給、業績給、年齢給、技能手当、家族手当、地域手当、通勤手当、物価手当等の合計である。
- 6 所定外賃金額（超過労働給与額） … 時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等の合計額をいう。

【平成28年職種別民間給与実態調査の概要（長野県人事委員会発表資料から抜粋）】

① 調査内容

県内の民間企業の給与（平成28年4月現在）の実態を調査。

② 調査対象

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の常勤の従業員を有する県内の民間事業所のうち882事業所。

■ 特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下 半 期 (A1)	352,793 円
	上 半 期 (A2)	352,929
特別給の支給額	下 半 期 (B1)	696,051
	上 半 期 (B2)	828,523
特別給の支給割合	下 半 期 $\frac{(B1)}{(A1)}$	1.97 月分
	上 半 期 $\frac{(B2)}{(A2)}$	2.35
	年 間 計	4.32

(注) 1 技能・労務関係職種以外の職種の従業員についての支給状況とする。

2 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間とする。

財政指標で見る佐久市の財政状況

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する『経常収支比率』、財政力を示す『財政力指数』、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、公表することが義務付けられている『健全化判断比率4指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）』は、次のとおりとなっています。

なお、平成27年度決算に基づく佐久市の「健全化判断比率」は、4つの指標いずれもが早期健全化基準を超えない「健全な状態」を維持しています。

経常収支比率	78.4%	【県下19市中1位】 地方公共団体の財政の弾力性（ゆとり）を見るための指標です。 この数値が低いほど、財政にゆとりがあり、様々な状況の変化に柔軟に対応出来ることを示しています。
財政力指数	0.507	【県下19市中14位】 地方公共団体の財政に力があるかどうかを表す指標です。 この数値が高いほど財政力が強く、1.0を上回れば普通交付税の交付を受けません。

健全化判断比率4指標

実質赤字比率	赤字なし	1年間の収入に対する、一般会計等の赤字の割合を示すものです。 早期健全化基準：11.89%
連結実質赤字比率	赤字なし	1年間の収入に対する、公営企業会計を含む全ての会計の赤字の割合を表します。 早期健全化基準：16.89%
実質公債費比率	0.1%	【県下19市中1位】 佐久市が1年間で自由に使えるお金のうち、その年の借金の返済に使われるお金の割合を表します。 早期健全化基準：25.0%
将来負担比率	数値なし	【県下19市では4市が数値なし】 一般会計等が将来支払っていく借金の返済額が、佐久市の標準財政規模と比べてどのくらいあるのかを表します。 早期健全化基準：350.0%

※ 一般会計等とは、一般会計・障害者支援施設臼田学園特別会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計・奨学資金特別会計を指します。

※ 標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる一般財源の総額をいいます。

県下19市 平成27年度普通会計 財政状況 (主要財政指数等)

項目 団体名	住民人口 28.3.31 現在(人)	基卸財政 需要額 (千円)	基卸財政 収入額 (千円)	財政力指数 (3カ年 平均)	経常収支 比率 (%)	経常収支 率 (%)	実質赤字 比率 (%)	実質赤字 率 (%)	連結残高 赤字比率 (%)	実質公債費 比率 (%)	将来負担 比率 (%)	基卸財政出度 (千円)		地方債現在高 (千円)		基金現在高 (千円)		一人あたり 高 (円)	ラスパ イレス 指数	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	債務負担 行為額 (千円)	
												順位	率	率	率	率	率						率
長野市	382,141	65,799,393	48,357,623	0.710	3	86.6	9	2.5	-	3.4	2	38.8	7	88,386,778	150,597,565	394,089	4	35,303,283	92,383	15	162,365,042	156,875,709	23,636,757
松本市	241,112	42,244,807	30,700,008	0.713	2	82.0	2	4.7	-	5.4	5	-	1	57,867,540	82,569,863	342,454	2	34,316,880	142,328	10	92,626,355	88,759,222	8,099,064
上田市	159,460	30,382,018	18,149,013	0.596	7	85.7	8	5.5	-	4.3	3	45.2	9	40,129,577	69,453,793	435,556	10	20,179,464	126,549	11	72,149,057	69,497,041	2,994,622
岡谷市	51,039	9,358,123	5,986,270	0.640	5	89.2	14	6.0	-	12.0	18	142.8	15	11,951,266	25,219,717	494,126	14	2,413,285	47,283	19	21,758,325	21,005,992	1,100,211
飯田市	103,712	21,826,497	11,473,558	0.529	13	88.7	13	3.8	-	7.8	9	-	1	27,610,659	44,197,491	426,156	8	12,576,535	121,264	12	46,095,030	44,900,391	2,624,960
諏訪市	50,503	8,691,247	6,452,744	0.749	1	85.0	6	6.8	-	4.7	4	103.8	14	11,484,564	19,354,338	383,231	3	4,257,003	84,292	16	21,391,095	20,290,449	6,049,317
須坂市	51,521	9,731,690	5,393,658	0.540	10	92.0	18	4.6	-	7.9	11	38.5	6	11,948,528	17,259,409	334,998	1	5,901,474	114,545	13	21,914,542	21,293,907	438,929
小諸市	43,112	8,168,777	4,469,360	0.537	11	82.6	3	5.6	-	10.0	14	36.4	5	10,025,135	17,346,717	402,364	5	7,764,067	180,091	7	21,584,670	20,618,174	6,980,360
伊那市	69,297	16,441,993	7,976,261	0.480	17	87.4	10	4.8	-	11.1	16	29.7	4	20,908,416	33,591,687	484,750	12	15,294,900	220,715	3	37,172,060	36,043,629	890,496
駒ヶ根市	33,266	7,330,293	4,209,279	0.570	8	88.4	11	3.2	-	14.6	19	168.7	16	9,133,111	18,633,486	560,136	18	1,640,053	49,301	18	16,012,932	15,702,745	885,496
中野市	45,616	9,833,710	4,978,376	0.490	16	85.1	7	7.0	-	7.8	9	-	1	12,375,432	19,021,816	416,999	7	10,718,712	234,977	2	20,825,940	19,942,877	1,359,548
大町市	27,736	8,782,540	3,676,876	0.410	18	84.9	4	5.2	-	7.7	8	49.0	10	10,909,707	13,618,874	491,018	13	5,764,277	207,827	6	18,015,208	17,349,245	1,087,134
飯山市	22,124	6,773,285	2,313,962	0.331	19	89.5	15	12.0	-	11.1	16	55.9	11	7,771,488	11,834,921	534,936	17	3,754,507	169,703	8	19,195,453	18,192,906	2,215,796
茅野市	55,907	11,396,802	7,219,403	0.637	6	91.3	16	6.9	-	9.0	12	98.4	13	14,471,244	28,153,911	503,585	16	4,347,430	77,762	17	24,275,706	23,241,151	1,386,964
塩尻市	67,447	12,894,902	8,800,271	0.652	4	91.6	17	5.2	-	7.2	7	43.7	8	16,878,900	27,754,196	411,496	6	6,329,142	93,839	14	28,533,015	27,577,390	3,270,053
千曲市	61,368	12,812,778	6,672,717	0.531	12	88.4	11	4.5	-	7.0	6	19.0	2	16,436,998	27,717,107	451,728	11	12,764,927	208,040	5	27,511,795	26,436,246	12,681,426
東御市	30,716	7,122,446	3,540,453	0.493	15	93.5	19	5.6	-	9.5	13	59.1	12	9,028,796	21,176,492	689,429	19	6,413,644	208,805	4	15,641,300	15,105,088	1,726,619
安曇野市	98,255	19,346,134	10,998,185	0.568	9	84.9	4	2.6	-	10.5	15	22.5	3	26,349,419	42,080,828	428,282	9	15,163,744	154,331	9	42,067,526	41,278,739	6,408,830
佐久市	99,616	21,993,908	11,004,937	0.507	14	78.4	1	4.8	-	0.1	1	-	1	28,223,834	49,358,390	495,487	15	32,337,781	324,624	1	52,192,552	50,483,939	7,225,966
19市合計	1,693,938	330,931,343	202,372,954	0.683	10.683	1,655.2	101.3	151.1	951.5	431,890,792	718,940,401	8,660,818	237,241,108	2,858,657	1852.6	761,327,603	734,594,840	91,062,448					

【参考】 高小順 低小順 低小順 低小順 高小順 高小順

項目	19市平均 27年度	佐久市 26年度	佐久市 27年度	佐久市 26年度 対前年比較
住民人口	89,155	17,417,439	10,651,208	0.562
基卸財政 需要額	89,536	16,931,029	10,178,836	0.556
基卸財政 収入額	△ 34	1,406,632	500,744	△ 0.003
財政力指数	0.510	0.510	0.510	0.510
経常収支 比率	87.1	87.1	87.1	87.1
実質赤字 比率	50.1	50.1	50.1	50.1
実質公債費 比率	8.0	8.0	8.0	8.0
将来負担 比率	52.7	52.7	52.7	52.7
一人あたり 高	140,053	140,053	140,053	140,053
ラスパ イレス 指数	97.5	97.5	97.5	97.5
歳入総額	38,662,866	38,662,866	38,662,866	38,662,866
歳出総額	4,792,760	4,792,760	4,792,760	4,792,760
債務負担 行為額	4,948,213	4,948,213	4,948,213	4,948,213

*基金現在高は土地開発基金、定額運用基金を除く。

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、佐久市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、佐久市議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「特別職報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該特別職報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから、必要の都度、市長が任命する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第2条の規定により選任されたものとみなされる副市長で、平成19年6月1日に在職するものに、第2条の規定による改正後の佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により支給する期末手当の額の算定については、新条例第5条の規定によりその例によることとされる佐久市職員の給与に関する条例（平成17年佐久市条例第45号）第41条第1項に規定する在職期間に、この条例の施行の日前に助役として在職していた期間を通算して、新条例第4条の規定を適用する。

附 則（平成20年9月30日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第39号抄）

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(常勤の職員の給与)

第2条 常勤の特別職の職員(以下「常勤の職員」という。)に支給する給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当とする。

第3条 常勤の職員の給料月額、別表第1に掲げる額とする。

第4条 常勤の職員の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額は、佐久市職員の給与に関する条例(平成17年佐久市条例第45号。以下「職員給与条例」という。)の各相当規定を準用して算出される額とする。ただし、職員給与条例第41条第1項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とする。この場合において、期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。

第5条 常勤の職員の給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、一般職の職員の給与の例による。

(非常勤の職員の給与)

第6条 非常勤の特別職の職員(以下「非常勤の職員」という。)のうち、議会の議員に支給する議員報酬は、別表第2に掲げる額とする。

2 非常勤の職員のうち、議会の議員以外の者に支給する報酬は、別表第3に掲げる額とする。

3 議会の議長及び副議長には、その選挙された日から、議員にはその職に就いた日から、それぞれ議員報酬を支給する。

4 議会の議長、副議長及び議員(以下「議会の議員」という。)が、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその月まで、それぞれ議員報酬を支給する。

5 前2項の規定により議員報酬を支給する場合(死亡に係る場合を除く。)であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

6 議会の議員に対して期末手当を支給する。

7 前項の期末手当の支給等については、第4条及び前条を準用する。

第7条 非常勤の職員のうち、議会の議員以外の者に対する報酬は次の区分により支給する。

(1) 年額によるものは、当該会計年度の末月。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(2) 月額によるものは毎月

(3) 日額によるものはその職務執行のとき。

第8条 報酬を月額又は年額(以下この項及び次項の括弧書は年額支給の場合を示す。)で受ける非常勤の職員には、その職に就いた日(月)から報酬を支給し、その職を離れたときはその日(月)までの報酬を支給する。ただし、日(月)を同じにして職に異動を生じたときは、その日の翌日(月の翌月)から新たな職に対する報酬を支給する。

2 前項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日(年の初月)から支給するとき以外のとき又はその月の末日(年の末月)まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月(年)の現日数(現月数)を基礎として日割り(月割り)によつて計算する。

3 報酬を日額で受ける非常勤の職員には、その勤務時間が4時間(投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人にあつては、その投票時間の2分の1に相当する時間)以内の場合は半額を支給することができる。

(重複給与の調整)

第9条 常勤の職員及び一般職の常勤を要する職員が特別職の職員の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与の月額が、常勤の職員として受ける給料又は一般職の職員として受ける給料の月額を超えるときは、その差額をその兼ね

る特別職の職員として所属する機関から支給する。

(旅費)

第10条 常勤の職員が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類は、一般職の職員の旅費の種類による。

第11条 常勤の職員の旅費の額は、別表第4及び別表第5に掲げる額とする。

2 前項以外の旅費の額は、一般職の職員の例による。

(費用弁償)

第12条 非常勤の職員が職務を行うために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。ただし、公民館長、美術館長、図書館長、公民館地区館長、臼田文化センター館長、天来記念館長、望月歴史民俗資料館長、五郎兵衛記念館長及び川村吾蔵記念館長については、一般職の職員の例による。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第6から別表第9までに掲げる額とする。

3 前項に規定する旅費以外の旅費の額は、一般職の職員の例による。

(旅費又は費用弁償の支給方法)

第13条 常勤の職員及び非常勤の職員の旅費又は費用弁償の支給方法は、佐久市職員の旅費に関する条例(平成17年佐久市条例第47号)の規定を準用する。

(通勤費相当額)

第14条 非常勤の職員が勤務のためその者の住居と勤務公署との間を往復する場合に、その往復する費用に相当する額(以下「通勤費相当額」という。)を支給することが適当であると任命権者が認めるときは、前2条の規定にかかわらず、佐久市臨時的任用職員等の給与等に関する条例(平成23年佐久市条例第4号)第7条第1項の規定により同条例第2条第3号に規定する嘱託職員に支給する通勤手当に相当する賃金の例により、費用弁償として通勤費相当額を支給することができる。

(附則 省略)

別表第1 (第3条関係)

職名	給料月額
市長	969,000円
副市長	788,000円
教育長	686,000円

別表第2 (第6条関係)

職名	議員報酬月額
議長	461,000円
副議長	383,000円
議員	349,000円

(以下 省略)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、佐久市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、佐久市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

(交付額、交付時期及び交付方法)

第3条 政務活動費は、会計年度を単位として交付する。

2 会派に対する政務活動費は、4月1日(一般選挙後最初に交付する政務活動費にあつては、当該選挙の日の属する月の翌月の末日。以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に年額12万円を乗じて得た額を基準日の属する月の翌月の末日までに交付する。

3 議会の解散による一般選挙があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「年額12万円」とあるのは、「年額12万円を月割によって計算した額に、当該選挙の日の属する月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額」とする。

4 年度の中途において新たに結成された会派に対しては、当該会派に所属する議員が1人の場合は、直前まで所属した会派に交付された政務活動費の総額から脱会時における支出総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を脱会前の所属議員数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を交付し、当該会派に所属する議員が2人以上の場合は、それぞれの議員ごとに議員1人の場合と同様の方法により計算した額を積み上げて得た額を交付する。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が年度の中途において所属議員数に増員を生じた場合は、当該議員が直前まで所属した会派に交付された政務活動費の総額から減員発生時における支出総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を減員前の所属議員数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)を追加して交付し、当該議員が2人以上の場合は、それぞれの議員ごとに議員1人の場合と同様の方法により計算した額を積み上げて得た額を追加して交付する。

2 政務活動費の交付を受けた会派が年度の中途において所属議員数に減員を生じた場合は、当該会派に交付された政務活動費の総額から減員発生時における支出総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を減員前の所属議員数で除して得た額を返還し、当該議員が2人以上の場合は、それぞれの議員ごとに議員1人の場合と同様の方法により計算した額を積み上げて得た額を返還しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が年度の中途において解散したとき、又は議会の解散があつた場合は、会派は、当該会派に交付された政務活動費の総額から当該会派の解散又は議会の解散の日における支出総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が年度の中途において解散したとき、又は議会の解散があった場合は、会派の経理責任者であった者は、当該会派の解散又は議会の解散の日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月24日以後の市政の調査研究に係る政務調査費について適用する。

(最初に交付する政務調査費の特例)

2 この条例の施行後最初に交付する政務調査費に係る第3条第2項の規定の適用については、同項中「当該選挙の日の属する月の翌月の末日」とあるのは「10月1日」とする。

附 則 (平成20年9月30日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の佐久市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、この条例の施行の日前に同条の規定による改正前の佐久市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望・意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請・陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等の各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年佐久市条例第248号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の届出)

第2条 会派の代表者は、政務活動費の交付を受けようとするときは、市長に対し、議長を経由して会派結成届(様式第1号)を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届(様式第2号)を提出しなければならない。

(交付申請)

第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第3号)を提出しなければならない。申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費変更交付申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に対し政務活動費(変更)交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(交付請求)

第5条 会派の代表者は、政務活動費の交付が予定される日の30日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書(様式第6号)を提出するものとする。

(収支報告書)

第6条 条例第7条第1項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書(様式第7号)によるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第7条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により収支報告書の写しの提出を受けた場合においては、その報告に係る収支内容が条例第5条に規定する政務活動費を充てることのできる経費に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、政務活動費の額を確定し、当該会派の代表者に対し、政務活動費確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(会計帳簿等の整理保存)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿等を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して10年を経過する日まで保存しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月24日以後の市政の調査研究に係る政務調査費について適用する。

附 則(平成24年12月21日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、佐久市特別職報酬等審議会条例及び佐久市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成24年佐久市条例第39号。次項において「改正条例」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐久市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に改正条例第2条の規定による改正後の佐久市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に

より交付される政務活動費について適用し、同日前に同条の規定による改正前の佐久市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(様式 省略)

佐久市特別職報酬等審議会 資料2

目次

議会議員の活動状況等調

1	議員定数、委員会数等について	1
2	開会中における議員の活動状況について	1
3	議長及び副議長の活動状況について	1
4	議員の活動日数（会議規則該当分）について（議長及び副議長を除く。）	2
5	議員の職業別人員について（議員以外に主として従事している職業）	2
6	議員の活動状況（会議規則以外）について	2
7	常任委員会・特別委員会の開催状況	3
8	県内各市の議員報酬・政務活動費の状況	4
9	人口類似市の議員報酬の状況	5
10	人口類似市の正副委員長報酬等の状況	6
11	人口類似市の政務活動費の状況	7
12	政務活動費の使用実績について	8

議会議員の活動状況等調

1 議員定数、委員会数等について

年	議員定数	常任委員会数	特別委員会等数	特別委員会等名	備考
22年	28	3	7	議会運営、総合文化会館建設、高速交通網、地域医療問題、議会改革、全員協議会、議会だより編集	
23年	28	3	7	議会運営、高速交通網、地域医療問題、議会改革、広報広聴、全員協議会、議会だより編集	
24年	28	3	6	議会運営、高速交通網、地域医療問題、議会改革、広報広聴、全員協議会	
25年	28	3	8	議会運営、高速交通網、地域医療問題、議会改革、広報広聴、全員協議会、政策討論会、議会報告意見交換会運営	
26年	28	3	8	議会運営、高速交通網、地域医療問題、議会改革、広報広聴、全員協議会、政策討論会、議会報告意見交換会運営	
27年	28	3	9	議会運営、高速交通網、地域医療問題、議会改革、広報広聴、全員協議会、政策討論会、政策検討会、議会報告意見交換会運営	
28年	28	3	9	議会運営、高速交通網、地域医療問題、議会改革、広報広聴、全員協議会、政策討論会、政策検討会、議会報告意見交換会運営	

2 開会中における議員の活動状況について

区分	市会開回数 (回)	会期延日数 (日)	審議日数				審議案件数				備考	
			本会議 (日)	常任委員会 の平均 (日)	特別委員会等 の平均 (日)	議案調査 (日)	議案 (件)	請願 (件)	陳情 (件)	計 (件)		
21年	定例会	4	87	24	11	5	26	153	10	14	177	
	臨時会	3	3	3	2	0	0	14	0	0	14	
22年	定例会	4	94	23	8	5	31	194	3	20	217	
	臨時会	2	3	3	1	0	0	4	0	0	4	
23年	定例会	4	98	23	10	5	32	148	2	20	170	
	臨時会	2	4	3	2	1	0	4	0	0	4	
24年	定例会	4	110	25	12	0	35	146	4	26	176	
	臨時会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25年	定例会	4	104	24	11	3	33	148	5	11	164	
	臨時会	3	5	4	2	1	0	8	0	0	8	
26年	定例会	4	100	22	12	4	29	171	3	14	188	
	臨時会	3	3	3	1	0	0	4	0	0	4	
27年	定例会	4	114	24	10	5	33	147	5	13	165	
	臨時会	3	5	4	2	1	0	9	0	0	9	
28年	定例会	4	113	24	11	4	33	155	2	13	170	
	臨時会	1	1	1	1	0	0	3	0	0	3	

3 議長及び副議長の活動状況について

(日数)

区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	主な活動状況
議長	171	180	186	188	171	180	205	227	議会、議長会、各種大会・行事
副議長	91	98	107	117	97	109	103	108	議会、各種大会・行事
委員長	72	105	118	133	112	129	118	139	議会、各種大会・行事

4 議員の活動日数(会議規則該当分)について(議長及び副議長を除く。)

区分	定例会等の日数 (日)	閉会中の活動状況						年間活動日数 (日)	備考
		常任委員会 (日)	特別委員会等 (日)	委員会以外の活動日数					
				県内調 (日)	県外調 (日)	陳情 (日)	計 (日)		
21年	延日数	2,520		392		82		82	2,994
	1人当たり	90.0		14.0		2.9		2.9	106.9
22年	延日数	2,716		574		118		118	3,408
	1人当たり	97.0		20.5		4.4		4.4	121.9
23年	延日数	2,856		616		178		178	3,650
	1人当たり	102.0		22.0		6.8		6.8	130.8
24年	延日数	3,080		602		149		149	3,831
	1人当たり	110.0		21.5		5.7		5.7	137.2
25年	延日数	3,052		336		109		109	3,497
	1人当たり	109.0		12.0		3.9		3.9	124.9
26年	延日数	2,884		406		186		186	3,476
	1人当たり	103.0		14.5		6.6		6.6	124.1
27年	延日数	3,213		448		141		141	3,802
	1人当たり	119.0		16.0		5.2		5.2	140.2
28年	延日数	2,964		308		121		121	3,393
	1人当たり	114.0		11.0		4.7		4.7	129.7

5 議員の職業別人員について (議員以外に主として従事している職業) (H29.2.22現在)

職業別	人員 (人)	備考
会社役員	5	
団体役員	0	
政党役員	3	
自家営業	9	うち農業5人
その他の職業	2	
無職	7	
計	26	

6 議員の活動状況(会議規則以外)について

議員は、議会に係る活動のほか、議員個人として活動を行っている。
下表は、議員の年間活動状況です。

(平成28年1月1日から平成28年12月31日)

事項	日数	内容
1. 議員研修	8	東信5市、東北信9市等
2. 一部事務組合等	11	佐久平環衛組合、浅麓水道組合、市軽井沢町清掃組合等
3. 市主催行事	25	市各種行事(市民大会、入学・卒業式、竣工式等)
4. 会派活動		
①会派会議	21	会派での協議
②会派調査	3	市内・市外施設・施策調査、研修
5. 個人活動		
①研修	8	各種講演会・研究会
②調査	14	陳情調査、質問等調査
③行事出席	18	地区・地域・商店街の祭り、公民館活動、敬老会等
④各種会議	17	区長会、市政懇談会、区会議等
⑤行政との協議	15	行政所管との協議
合計	140	

(※ 各会派への調査による)

7 常任委員会・特別委員会の開催状況

日数(日)

	常任委員会			議会運営 委員会	特別委員会					
	総務 文教	経済 建設	社会		総合文化 会館建設	高速交 通網	地域医 療問題	議会 改革	広報 広聴	決算
21年	18	17	16	23	5	5	5	7	-	-
22年	14	11	14	23	15	4	7	18	-	-
23年	16	16	14	26	-	6	7	15	10	-
24年	18	15	14	29	-	5	7	17	9	-
25年	16	17	15	19	-	6	4	10	11	-
26年	14	20	14	26	-	6	6	14	15	-
27年	13	13	19	23	-	5	6	18	15	-
28年	18	13	18	20	-	5	3	17	14	4

※日数は視察研修および委員会協議会を含む。

8 県内各市の議員報酬・政務活動費の状況

(H29年1月1日現在)

市名	人口		議員定数 人	報酬月額						政務活動費	
	順位	人口		議長 順位	議長 円	副議長 順位	副議長 円	議員 順位	議員 円	順位	円
長野市	1	375,910	39	1	724,000	1	647,000	1	600,000	1	1,020,000
松本市	2	242,708	31	2	617,000	2	554,000	2	497,000	2	250,000
上田市	3	156,329	30	3	521,000	3	456,000	3	425,000	3	240,000
飯田市	4	100,827	23	4	499,000※	4	436,000※	4	407,000※	6	140,000
佐久市	5	99,172	28※	8	461,000	10	383,000	10	349,000	7	120,000
安曇野市	6	94,979	25※	9	459,000	11	383,000	7	360,000	16	90,000
伊那市	7	67,810	21	7	464,000	7	388,000	6	365,000	7	120,000
塩尻市	8	67,056	18	5	488,000	5	425,000	5	402,000	-	平成27年に 制度廃止
千曲市	9	60,033	22	12	445,000	12	370,000	12	345,000	7	120,000
茅野市	10	55,848	18	13	435,000	13	364,000	14	332,000	7	120,000
須坂市	11	50,468	20	10	456,000	9	387,000	8	355,000	4	150,000
岡谷市	12	49,652	18	6	465,000	6	396,000	9	353,000	14	108,000
諏訪市	13	49,644	15	11	456,000	8	388,000	10	349,000	7	120,000
中野市	14	43,434	20	17	376,500	17	318,700	17	296,300	15	96,000
小諸市	15	42,105	19	14	427,000	14	354,000	13	333,000	5	144,000
駒ヶ根市	16	32,608	15	15	404,000	15	338,000	15	313,000	-	制度なし
東御市	17	29,885	17	16	396,000	16	331,000	16	304,000※	7	120,000
大町市	18	27,551	16	18	374,000	18	313,000	18	296,000	17	40,000
飯山市	19	20,860	16	19	328,000	19	281,000	19	263,000	7	120,000

長野県	2,084,883	58	985,000	861,000	804,000	3,480,000
-----	-----------	----	---------	---------	---------	-----------

※飯田市： 条例上の金額。支給に当っては報酬審議会による減額措置により、議員報酬から約3%減(期末手当支給時に議長90,000円、副議長78,000円、議員72,000円を支給すべき額から減額)

※東御市： 常任委員長及び議会運営委員長は、314,000円

佐久市： H29.4定数26

安曇野市： H29.10定数22

9 人口類似市の議員報酬の状況

(H27年12月31日現在)

県名	市名	人口 人	議員 定数 人	報酬月額			備考 (議員定数の変更)
				議長 円	副議長 円	議員 円	
北海道	千歳市	95,895	25	460,000	420,000	385,000	
岩手県	花巻市	98,956	26	431,000	369,000	339,000	
新潟県	三条市	100,885	26	462,000	400,000	372,000	H30年4月以降:22人
新潟県	新発田市	100,314	27	498,000	428,000	396,000	
神奈川県	伊勢原市	99,894	21	544,000	469,000	435,000	
栃木県	鹿沼市	99,949	24	530,000	445,000	420,000	
埼玉県	坂戸市	101,388	22	471,000	413,000	390,000	H28年4月以降:20人
千葉県	印西市	95,040	22	460,000	390,000	370,000	
静岡県	島田市	100,441	20	435,000	390,000	370,000	
愛知県	江南市	101,053	22	532,000	485,000	460,000	
岐阜県	可児市	101,125	22	480,000	425,000	400,000	
大阪府	池田市	102,671	22	700,000	640,000	600,000	
大阪府	泉佐野市	101,035	20	558,000	522,000	495,000	H30年5月以降:18人
兵庫県	芦屋市	96,748	21	737,000	653,000	591,000	
岡山県	津山市	103,939	28	555,000	515,000	465,000	
広島県	三原市	97,849	28	530,000	475,000	428,000	
福岡県	筑紫野市	102,464	22	540,000	480,000	450,000	
福岡県	大野城市	99,635	20	568,000	507,000	462,000	
福岡県	宗像市	96,670	20	533,000	474,000	441,000	
福岡県	糸島市	100,112	22	537,000	483,000	452,000	H30年2月以降:20人
鹿児島県	薩摩川内市	97,247	26	458,000	396,000	370,000	
鹿児島県	鹿屋市	104,949	28	450,000	396,000	370,000	
沖縄県	宜野湾市	97,509	26	479,000	426,000	400,000	
長野県	佐久市	99,736	28	461,000	383,000	349,000	H29年5月以降:26人

10 人口類似市の正副委員長報酬等の状況

(H27年12月31日現在)

県名	市名	人口 人	議員 定数 人	報酬月額		
				議員 円	委員長 円	副委員長 円
北海道	千歳市	95,895	25	385,000	—	—
岩手県	花巻市	98,956	26	339,000	—	—
新潟県	三条市	100,885	26	372,000	—	—
新潟県	新発田市	100,314	27	396,000	—	—
神奈川県	伊勢原市	99,894	21	435,000	—	—
栃木県	鹿沼市	99,949	24	420,000	—	—
埼玉県	坂戸市	101,388	22	390,000	401,000	394,000
千葉県	印西市	95,040	22	370,000	380,000	—
静岡県	島田市	100,441	20	370,000	380,000	—
愛知県	江南市	101,053	22	460,000	—	—
岐阜県	可児市	101,125	22	400,000	410,000	—
大阪府	池田市	102,671	22	600,000	—	—
大阪府	泉佐野市	101,035	20	495,000	—	—
兵庫県	芦屋市	96,748	21	591,000	—	—
岡山県	津山市	103,939	28	465,000	—	—
広島県	三原市	97,849	28	428,000	—	—
福岡県	筑紫野市	102,464	22	450,000	460,000	—
福岡県	大野城市	99,635	20	462,000	472,000	—
福岡県	宗像市	96,670	20	441,000	449,000	—
福岡県	糸島市	100,112	22	452,000	461,000	—
鹿児島県	薩摩川内市	97,247	26	370,000	—	—
鹿児島県	鹿屋市	104,949	28	370,000	384,000	—
沖縄県	宜野湾市	97,509	26	400,000	409,000	—
長野県	佐久市	99,736	28	349,000	—	—

※ 正副委員長報酬は、常任委員会・議会運営委員会。

委員長報酬は、全国813市区中、217市区が加算支給。副委員長は、67市区が加算支給。

11 人口類似市の政務活動費の状況

(H27年12月31日現在)

県名	市名	人口 人	議員 定数 人	報酬月額	政務活動費	
				(議員) 円	月額 円	年額 円
北海道	千歳市	95,895	25	385,000	2,500	30,000
岩手県	花巻市	98,956	26	339,000	20,000	240,000
新潟県	三条市	100,885	26	372,000	30,000	360,000
新潟県	新発田市	100,314	27	396,000	20,000	240,000
神奈川県	伊勢原市	99,894	21	435,000	20,000	240,000
栃木県	鹿沼市	99,949	24	420,000	25,000	300,000
埼玉県	坂戸市	101,388	22	390,000	20,000	240,000
千葉県	印西市	95,040	22	370,000	30,000	360,000
静岡県	島田市	100,441	20	370,000	16,667	200,000
愛知県	江南市	101,053	22	460,000	12,500	150,000
岐阜県	可児市	101,125	22	400,000	20,000	240,000
大阪府	池田市	102,671	22	600,000	60,000	720,000
大阪府	泉佐野市	101,035	20	495,000	50,000	600,000
兵庫県	芦屋市	96,748	21	591,000	70,000	840,000
岡山県	津山市	103,939	28	465,000	58,000	696,000
広島県	三原市	97,849	28	428,000	25,000	300,000
福岡県	筑紫野市	102,464	22	450,000	30,000	360,000
福岡県	大野城市	99,635	20	462,000	30,000	360,000
福岡県	宗像市	96,670	20	441,000	22,000	264,000
福岡県	糸島市	100,112	22	452,000	27,500	330,000
鹿児島県	薩摩川内市	97,247	26	370,000	15,000	180,000
鹿児島県	鹿屋市	104,949	28	370,000	20,000	240,000
沖縄県	宜野湾市	97,509	26	400,000	20,000	240,000
長野県	佐久市	99,736	28	349,000	10,000	120,000

※ 政務活動費は、全国813市区中、713市区が支給。

12 政務活動費の使用実績について

(1) 平成25～27年度実績

年度	会派数	交付総額(円)	政務活動費対象経費の総額(円)
25	7 (28人)	3,360,000	4,096,514
26	8 (28人)	3,360,000	5,086,229
27	6 (27人)	3,231,713	4,519,104

(2) 政務活動費対象経費の内容

- ・調査研究費 先進地視察調査費
- ・研修費 研修会参加費、交通費、宿泊費
- ・広報費 会報誌印刷・配布費、ホームページ維持管理費
- ・広聴費 アンケート調査費、会派報告会の会場費
- ・要請陳情活動費 交通費
- ・会議費 会場費
- ・資料作成費 開示請求コピー代、議会質問配布資料代、資料印刷代、事務用品
- ・資料購入費 参考図書費、新聞購読料